

(第1面)

産業廃棄物処理計画書							
2024年 6月15日							
川口市長 殿	<table><thead><tr><th>係長</th><th>担当</th></tr></thead><tbody><tr><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td></tr></tbody></table>	係長	担当				
	係長	担当					
提出者 住 所 東京都中央区新川1-17-22 氏 名 松井建設(株)東京支店 常務執行役員支店長 金子勇 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 電話番号 03-3553-1172							
川口 受付 必 -6.6.27 産業廃棄物対策課 30							
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。							
事業上の名称	松井建設(株)東京支店						
事業場の所在地	東京都中央区新川1-17-22						
計画期間	2024/4/1 ~ 2025/3/31						
当該事業場において現に行っている事業に関する事項							
①事業の種類	建設業 総合工事業 D06						
②事業の規模	45,000百万円						
③従業員数	350 人						
④産業廃棄物の一連の処理の工程	・汚泥⇒脱水⇒改良土、流動化処理土として利用 ・廃プラスチック⇒破碎⇒リサイクル売却 ・金属屑⇒破碎⇒リサイクル売却 ・がれき類⇒破碎⇒再生砕石として利用 ・ガラス陶磁器⇒破碎⇒人工石材、ガラスにリサイクル ・木屑⇒破碎⇒チップとして再生利用 ・紙屑⇒破碎圧縮梱包⇒リサイクル売却 ・繊維屑⇒破碎圧縮梱包⇒燃料として売却 ・石膏ボード⇒破碎⇒セメント材料、地盤改良材として利用 ・アスコン⇒破碎、熱処理⇒アスファルト合材としてリサイクル						

(第2面)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

担当専務 ⇒ 経営会議 ⇒ 建設本部安全品質環境部品質環境課 ⇒ 支店安全品質環境部品質環境課 ⇒ 各作業所



産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

① 現状	【前年度（2023年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	建設汚泥	廃プラ
	排出量	2233 t	1.98 t
	（これまでに実施した取組） 現場内で発生した再資源の積極活用に勤め、排出の際には再資源化施設の活用に務めた		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	建設汚泥	廃プラ
	排出量	2233 t	1.98 t
	（今後実施する予定の取組） 今後現場内で発生した再資源の積極活用に勤め、排出の際には引き続き再資源化施設の活用に務める予定		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	（分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） 廃プラはそれぞれの現場に、専用のコンテナを設置し再資源化施設の活用に勤めています
②計画	（今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） 今後再資源化の効率向上に努めるため、廃プラの発生現場での分別向上に努める予定。

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

① 現状	【前年度（ 2023年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	建設汚泥	廃プラ
	自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	2233 t	1.98 t
	(これまでに実施した取組) これまで自社で再生利用をしていない		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	建設汚泥	廃プラ
	自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	2233 t	1.98 t
	(今後実施する予定の取組) 今後も自社で再生利用する予定はない		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

① 現状	【前年度（ 2023年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	建設汚泥	廃プラ
	自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した 産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組) これまで自社で中間処理をしていない		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	建設汚泥	廃プラ
	自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する 産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 今後も自社で中間処理をする予定はない		

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

① 現状	【前年度（2023年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	建設汚泥	廃プラ
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組) これまで自ら産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分を行ったことはない		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	建設汚泥	廃プラ
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 今後自ら産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分の予定はない		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

① 現状	【前年度（2023年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	建設汚泥	廃プラ
	全処理委託量	2233 t	1.98 t
	優良認定処理業者への処理委託量	2233 t	1.98 t
	再生利用業者への処理委託量	2233 t	1.98 t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	(これまでに実施した取組) 再生利用できるものは全て再生利用が出来る委託業者に委託している		

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	建設汚泥	廃プラ
	全処理委託量	2233 t	1.98 t
	優良認定処理業者への 処理委託量	2233 t	1.98 t
	再生利用業者への 処理委託量	2233 t	1.98 t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 現場内で発生した再資源の積極活用に勤め、排出の際には再資源化施設の活用に務める。		
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

(第1面)

産業廃棄物処理計画書

2023年 6月20日

川口市長 殿

提出者
住 所 東京都中央区新川1-17-22
氏 名 松井建設(株)東京支店
常務執行役員支店長 金子勇
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
電話番号 03-3553-1172

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業上の名称	松井建設(株)東京支店
事業場の所在地	東京都中央区新川1-17-22
計画期間	2024/4/1 ~ 2025/3/31

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事業の種類	建設業 総合工事業
②事業の規模	45,000百万円
③従業員数	350 人
④産業廃棄物の一連の処理の工程	・汚泥⇒脱水⇒改良土、流動化処理土として利用 ・廃プラスチック⇒破碎⇒リサイクル売却 ・金属屑⇒破碎⇒リサイクル売却 ・がれき類⇒破碎⇒再生砕石として利用 ・ガラス陶磁器⇒破碎⇒人工石材、ガラスにリサイクル ・木屑⇒破碎⇒チップとして再生利用 ・紙屑⇒破碎圧縮梱包⇒リサイクル売却 ・繊維屑⇒破際圧縮梱包⇒燃料として売却 ・石膏ボード⇒破碎⇒セメント材料、地盤改良材として利用 ・アスコン⇒破碎、熱処理⇒アスファルト合材としてリサイクル

(第2面)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

担当専務 ⇒ 経営会議 ⇒ 建設本部安全品質環境部品質環境課 ⇒ 支店安全品質環境部品質環境課 ⇒ 各作業所

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

① 現状	【前年度（ 2023年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	木くず	金属くず
	排 出 量	0.5 t	0 t
	(これまでに実施した取組) 現場内で発生した再資源の積極活用に勤め、排出の際には再資源化施設の活用に務めた		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	木くず	金属くず
	排 出 量	0.5 t	0 t
	(今後実施する予定の取組) 今後現場内で発生した再資源の積極活用に勤め、排出の際には引き続き再資源化施設の活用に務める予定		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 廃プラはそれぞれの現場に、専用のコンテナを設置し再資源化施設の活用に勤めています
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 今後再資源化の効率向上に努めるため、廃プラの発生現場での分別向上に努める予定 。

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

① 現状	【前年度（ 2023年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	木くず	金属くず
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	— t	— t
	(これまでに実施した取組) これまで自社で再生利用をしていない		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	木くず	金属くず
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	— t	— t
	(今後実施する予定の取組) 今後も自社で再生利用する予定はない		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	木くず	金属くず
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	— t	— t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	— t	— t
	(これまでに実施した取組) これまで自社で中間処理をしていない		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	木くず	金属くず
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	— t	— t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	— t	— t
	(今後実施する予定の取組) 今後も自社で中間処理をする予定はない		

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

① 現状	【前年度（2023年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	木くず	金属くず
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	— t	— t
	（これまでに実施した取組） これまで自ら産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分を行ったことはない		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	木くず	金属くず
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	— t	— t
	（今後実施する予定の取組） 今後自ら産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分の予定はない		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

① 現状	【前年度（2023年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	木くず	金属くず
	全処理委託量	0.5 t	0 t
	優良認定処理業者への処理委託量	0.5 t	0 t
	再生利用業者への処理委託量	0.5 t	0 t
	認定熱回収業者への処理委託量	— t	— t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	— t	— t
	（これまでに実施した取組） 再生利用できるものは全て再生利用が出来る委託業者に委託している		

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	木くず	金属くず
	全処理委託量	0.5 t	0 t
	優良認定処理業者への 処理委託量	0.5 t	0 t
	再生利用業者への 処理委託量	0.5 t	0 t
	認定熱回収業者への 処理委託量	— t	— t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	— t	— t
	(今後実施する予定の取組) 現場内で発生した再資源の積極活用に勤め、排出の際には再資源化施設の活用に務める。		
	※事務処理欄		

(第6面)

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

(第1面)

産業廃棄物処理計画書

2023年 6月20日

川口市長 殿

提出者

住 所 東京都中央区新川1-17-22

氏 名 松井建設(株)東京支店

常務執行役員支店長 金子勇

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 03-3553-1172

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業上の名称	松井建設(株)東京支店
事業場の所在地	東京都中央区新川1-17-22
計画期間	2024/4/1 ~ 2025/3/31
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	建設業 総合工事業
②事業の規模	45,000百万円
③従業員数	350 人
④産業廃棄物の一連の処理の工程	・汚泥⇒脱水⇒改良土、流動化処理土として利用 ・廃プラスチック⇒破碎⇒リサイクル売却 ・金属屑⇒破碎⇒リサイクル売却 ・がれき類⇒破碎⇒再生砕石として利用 ・ガラス陶磁器⇒破碎⇒人工石材、ガラスにリサイクル ・木屑⇒破碎⇒チップとして再生利用 ・紙屑⇒破碎圧縮梱包⇒リサイクル売却 ・繊維屑⇒破際圧縮梱包⇒燃料として売却 ・石膏ボード⇒破碎⇒セメント材料、地盤改良材として利用 ・アスコン⇒破碎、熱処理⇒アスファルト合材としてリサイクル

(日本工業規格 A列4番)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

担当専務 ⇒ 経営会議 ⇒ 建設本部安全品質環境部品質環境課 ⇒ 支店安全品質環境部品質環境課 ⇒ 各作業所

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

① 現状	【前年度（2023年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	紙くず	ガラス陶器屑
	排出量	0.16 t	0 t
	（これまでに実施した取組） 現場内で発生した再資源の積極活用に勤め、排出の際には再資源化施設の活用に務めた		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	紙くず	ガラス陶器屑
	排出量	0.16 t	0 t
	（今後実施する予定の取組） 今後現場内で発生した再資源の積極活用に勤め、排出の際には引き続き再資源化施設の活用に務める予定		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	（分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） 廃プラはそれぞれの現場に、専用のコンテナを設置し再資源化施設の活用に勤めています
②計画	（今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） 今後再資源化の効率向上に努めるため、廃プラの発生現場での分別向上に努める予定。

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
① 現状	【前年度（ 2023年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	紙くず	ガラス陶器屑
	自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	— t	— t
	(これまでに実施した取組) これまで自社で再生利用をしていない		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	紙くず	ガラス陶器屑
	自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	— t	— t
	(今後実施する予定の取組) 今後も自社で再生利用する予定はない		
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
① 現状	【前年度（ 2023年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	紙くず	ガラス陶器屑
	自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	— t	— t
	自ら中間処理により減量した 産業廃棄物の量	— t	— t
	(これまでに実施した取組) これまで自社で中間処理をしていない		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	紙くず	ガラス陶器屑
	自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	— t	— t
	自ら中間処理により減量する 産業廃棄物の量	— t	— t
	(今後実施する予定の取組) 今後も自社で中間処理をする予定はない		

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

① 現状	【前年度（ 2023年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	紙くず	ガラス陶器屑
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	— t	— t
	（これまでに実施した取組） これまで自ら産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分を行ったことはない		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	紙くず	ガラス陶器屑
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	— t	— t
	（今後実施する予定の取組） 今後自ら産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分の予定はない		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

① 現状	【前年度（ 2023年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	紙くず	ガラス陶器屑
	全 処 理 委 託 量	0.16 t	0 t
	優良認定処理業者への処 理 委 託 量	0.16 t	0 t
	再生利用業者への処 理 委 託 量	0.16 t	0 t
	認定熱回収業者への処 理 委 託 量	— t	— t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処 理 委 託 量	— t	— t
	（これまでに実施した取組） 再生利用できるものは全て再生利用が出来る委託業者に委託している		

(第5面)

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	紙くず	ガラス陶器屑
	全処理委託量	0.16 t	0 t
	優良認定処理業者への 処理委託量	0.16 t	0 t
	再生利用業者への 処理委託量	0.16 t	0 t
	認定熱回収業者への 処理委託量	— t	— t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	— t	— t
	(今後実施する予定の取組) 現場内で発生した再資源の積極活用に勤め、排出の際には再資源化施設の活用を務める。		
	※事務処理欄		

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

(第1面)

産業廃棄物処理計画書

2023年 6月20日

川口市長 殿

提出者

住 所 東京都中央区新川1-17-22

氏 名 松井建設(株)東京支店

常務執行役員支店長 金子勇

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 03-3553-1172

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業上の名称

松井建設(株)東京支店

事業場の所在地

東京都中央区新川1-17-22

計画期間

2024/4/1 ~ 2025/3/31

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事業の種類

建設業 総合工事業

②事業の規模

45,000百万円

③従業員数

350 人

④産業廃棄物の一連の処理の工程

・汚泥⇒脱水⇒改良土、流動化処理土として利用 ・廃プラスチック⇒破碎⇒リサイクル売却 ・金属屑⇒破碎⇒リサイクル売却 ・がれき類⇒破碎⇒再生砕石として利用 ・ガラス陶磁器⇒破碎⇒人工石材、ガラスにリサイクル ・木屑⇒破碎⇒チップとして再生利用 ・紙屑⇒破碎圧縮梱包⇒リサイクル売却 ・繊維屑⇒破際圧縮梱包⇒燃料として売却 ・石膏ボード⇒破碎⇒セメント材料、地盤改良材として利用 ・アスコン⇒破碎、熱処理⇒アスファルト合材としてリサイクル

(日本工業規格 A列4番)

(第2面)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

担当専務 ⇒ 経営会議 ⇒ 建設本部安全品質環境部品質環境課 ⇒ 支店安全品質環境部品質環境課 ⇒ 各作業所

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

① 現状	【前年度（ 2023年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	繊維くず	
	排 出 量	0 t	— t
	(これまでに実施した取組) 現場内で発生した再資源の積極活用に勤め、排出の際には再資源化施設の活用に務めた		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	繊維くず	
	排 出 量	0 t	— t
	(今後実施する予定の取組) 今後現場内で発生した再資源の積極活用に勤め、排出の際には引き続き再資源化施設の活用に務める予定		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 廃プラはそれぞれの現場に、専用のコンテナを設置し再資源化施設の活用に勤めています
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 今後再資源化の効率向上に努めるため、廃プラの発生現場での分別向上に努める予定。

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

① 現状	【前年度（ 2023年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	繊維くず	
	自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	— t	— t
	(これまでに実施した取組) これまで自社で再生利用をしていない		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	繊維くず	
	自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	— t	— t
	(今後実施する予定の取組) 今後も自社で再生利用する予定はない		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

① 現状	【前年度（ 2023年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	繊維くず	
	自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	— t	— t
	自ら中間処理により減量した 産業廃棄物の量	— t	t
	(これまでに実施した取組) これまで自社で中間処理をしていない		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	繊維くず	
	自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	— t	— t
	自ら中間処理により減量する 産業廃棄物の量	— t	— t
	(今後実施する予定の取組) 今後も自社で中間処理をする予定はない		

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

① 現状	【前年度（2023年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	繊維くず	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	— t	— t
	（これまでに実施した取組） これまで自ら産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分を行ったことはない		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	繊維くず	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	— t	— t
	（今後実施する予定の取組） 今後自ら産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分の予定はない		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

① 現状	【前年度（2023年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	繊維くず	
	全処理委託量	0 t	— t
	優良認定処理業者への処理委託量	0 t	— t
	再生利用業者への処理委託量	0 t	— t
	認定熱回収業者への処理委託量	— t	— t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	— t	— t
	（これまでに実施した取組） 再生利用できるものは全て再生利用が出来る委託業者に委託している		

(第5面)

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	繊維くず	
	全処理委託量	0 t	— t
	優良認定処理業者への 処理委託量	0 t	— t
	再生利用業者への 処理委託量	0 t	— t
	認定熱回収業者への 処理委託量	— t	— t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	— t	— t
	(今後実施する予定の取組) 現場内で発生した再資源の積極活用に勤め、排出の際には再資源化施設の活用に務める。		
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

(第1面)

産業廃棄物処理計画書

2023年 6月20日

川口市長 殿

提出者
住 所 東京都中央区新川1-17-22
氏 名 松井建設(株)東京支店
常務執行役員支店長 金子勇
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
電話番号 03-3553-1172

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業上の名称	松井建設(株)東京支店
事業場の所在地	東京都中央区新川1-17-22
計画期間	2024/4/1 ~ 2025/3/31
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	建設業 総合工事業
②事業の規模	45,000百万円
③従業員数	350 人
④産業廃棄物の一連の処理の工程	・汚泥⇒脱水⇒改良土、流動化処理土として利用 ・廃プラスチック⇒破碎⇒リサイクル売却 ・金属屑⇒破碎⇒リサイクル売却 ・がれき類⇒破碎⇒再生砕石として利用 ・ガラス陶磁器⇒破碎⇒人工石材、ガラスにリサイクル ・木屑⇒破碎⇒チップとして再生利用 ・紙屑⇒破碎圧縮梱包⇒リサイクル売却 ・繊維屑⇒破碎圧縮梱包⇒燃料として売却 ・石膏ボード⇒破碎⇒セメント材料、地盤改良材として利用 ・アスコン⇒破碎、熱処理⇒アスファルト合材としてリサイクル

(第2面)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

担当専務 ⇒ 経営会議 ⇒ 建設本部安全品質環境部品質環境課 ⇒ 支店安全品質環境部品質環境課 ⇒ 各作業所

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

① 現状	【前年度（ 2023年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	がれき類	混合廃棄物
	排 出 量	231.6 t	1.82 t
	(これまでに実施した取組) 現場内で発生した再資源の積極活用に勤め、排出の際には再資源化施設の活用に務めた		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	がれき類	混合廃棄物
	排 出 量	231.6 t	1.82 t
	(今後実施する予定の取組) 今後現場内で発生した再資源の積極活用に勤め、排出の際には引き続き再資源化施設の活用に務める予定		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 廃プラはそれぞれの現場に、専用のコンテナを設置し再資源化施設の活用に勤めています
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 今後再資源化の効率向上に努めるため、廃プラの発生現場での分別向上に努める予定。

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

① 現状	【前年度（ 2023年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	がれき類	混合廃棄物
	自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	— t	— t
	（これまでに実施した取組） これまで自社で再生利用をしていない		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	がれき類	混合廃棄物
	自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	— t	— t
	（今後実施する予定の取組） 今後も自社で再生利用する予定はない		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	がれき類	混合廃棄物
	自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	— t	— t
	自ら中間処理により減量した 産業廃棄物の量	— t	— t
	（これまでに実施した取組） これまで自社で中間処理をしていない		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	がれき類	混合廃棄物
	自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	— t	— t
	自ら中間処理により減量する 産業廃棄物の量	— t	— t
	（今後実施する予定の取組） 今後も自社で中間処理をする予定はない		

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

① 現状	【前年度（2023年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	がれき類	混合廃棄物
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	— t	— t
	（これまでに実施した取組） これまで自ら産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分を行ったことはない		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	がれき類	混合廃棄物
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	— t	— t
	（今後実施する予定の取組） 今後自ら産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分の予定はない		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

① 現状	【前年度（2023年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	がれき類	混合廃棄物
	全処理委託量	231.6 t	1.82 t
	優良認定処理業者への処理委託量	231.6 t	1.82 t
	再生利用業者への処理委託量	231.6 t	1.82 t
	認定熱回収業者への処理委託量	— t	— t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	— t	— t
	（これまでに実施した取組） 再生利用できるものは全て再生利用が出来る委託業者に委託している		

(第5面)

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	がれき類	混合廃棄物
	全 処 理 委 託 量	231.6 t	1.82 t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	231.6 t	1.82 t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	231.6 t	1.82 t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	— t	— t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	— t	— t
	(今後実施する予定の取組) 現場内で発生した再資源の積極活用に勤め、排出の際には再資源化施設の活用を務める。		
	※事務処理欄		

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。